

## 伊豆市中小企業事業資金融資制度（小口資金）の留意事項

伊豆市中小企業事業資金融資制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日告示第 105 号）に定めるものの他、以下のように取り扱うこととする。

### 1 融資対象者について

市内において原則として 6 箇月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であつて、次のア及びイのいずれにも該当するもの。

ア：常時使用する従業員の数が 30 人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については 10 人）以下であること。

イ：市税について、本制度の申込日以前において納期が到来した納税額が完納していること。

### 2 従業員数について

「常時使用する従業員」は、パートやアルバイト等も含む。ただし、正社員の労働時間等の半分以下で従事する従業員は含まない。

### 3 対象外となる資金用途

設備資金には、次のものの取得に要する資金は除外するものとする。

- 土地購入費用
- 生活資金
- 住宅資金
- 「3」「5」「7」ナンバー並びに「3」「5」ナンバーの対象車をベースとする「8」ナンバーの車両の購入

※ただし、旅客自動車運送業の事業用自動車、物品賃貸業の賃貸用自動車及び介護保険法の指定を受けてサービスの提供を行う事業者又は障害者自立支援法の指定を受けた障害福祉サービス事業者が、事業として要介護者等の移動のために使用する、道路運送法施行規則第 51 条の 3 第 1 項第 8 号に規定する福祉自動車は除く

### 4 提出書類について

①納税証明書については、以下の税目を確認する。

法人：市県民税、固定資産税、法人税、軽自動車税、入湯税

個人：市県民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税

②要綱に記載されているものの他に、以下の書類の提出を求める。

- 営業許可を必要とする業務の場合は営業許可の写し
- 【法人】法人事業概況説明書の写し  
【個人】確定申告書の写し
- 見積書（設備資金の場合）
- 車検証（営業車購入の場合）
- 社会保障支払明細の写し等の従業員数が確認できる書類  
※法人概要説明書や確定申告の写しで確認できる場合は不要

### 5 その他

書類提出から信用保証協会への発送までの所要日数：1 週間程度

### 6 問合せ

伊豆市産業部観光商工課 〒410-2413 伊豆市小立野 24-1 TEL：0558-72-9911